

～ 個別計画作成のながれ ～

R3.1.1作成

準備

自主防等は、個別計画作成することを危機管理課へ連絡してください。

危機管理課は「避難行動要支援者名簿」に登録された要支援者を確認し、人数分の個別計画の様式を用意します。ハザードマップ等で浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、要支援者ごとの「最寄りの避難場所」や「避難経路」について自主防災組織等へ助言します。

訪問

自主防災組織等へ、様式や記入例・Q&Aをお渡しします

「重要事項説明書（別紙様式1）」を使用して説明し、作成の意思確認をしてください。

【作成に同意する場合】

【作成に同意しない場合】

自主防災組織等が個別計画作成する

- ①要支援者やその家族から十分に聞き取りをして記入してください。
- ②自主防災組織が避難支援者を選定し、了解を得てください。
- ③危機管理課が助言した「避難場所」や「避難経路」について話し合い、実際に最も避難しやすい場所や経路を決めてください。

「重要事項説明書（別紙様式1）」の「同意しません」の欄に○をし、必要事項を記入してください。個別計画作成状況になった場合は、改めて申し出るよう要支援者本人へ伝えてください。

提出、内容確認

「重要事項説明書（別紙様式1）」と「個別計画（別紙様式2）」の原本を危機管理課へ提出してください。確認後、修正や補足をお願いする場合があります。

確認後、コピーをお渡しします

渡す、保管、更新、活用

自主防災組織等は要支援者へ「重要事項説明書」と「個別計画」のコピーを渡してください。
自主防災組織等もコピーを保管し、災害時に活用してください。
個別計画は必要に応じて随時更新してください。

情報提供

危機管理課は居宅介護支援事業所等へ「重要事項説明書」と「個別計画」のコピーを提供します。

奨励金申請へ

危機管理課へお問い合わせください。

由利本荘市総務部危機管理課

TEL 24-6238